



# 敷地境界線を越えて、道路(歩道、車道)上に 突出看板や日よけ等を設置するときは 道路占用許可が必要です！

上空、地下を問わず、  
道路に一定の物件等を設置する際は、

**「道路占用許可」が必要です。**

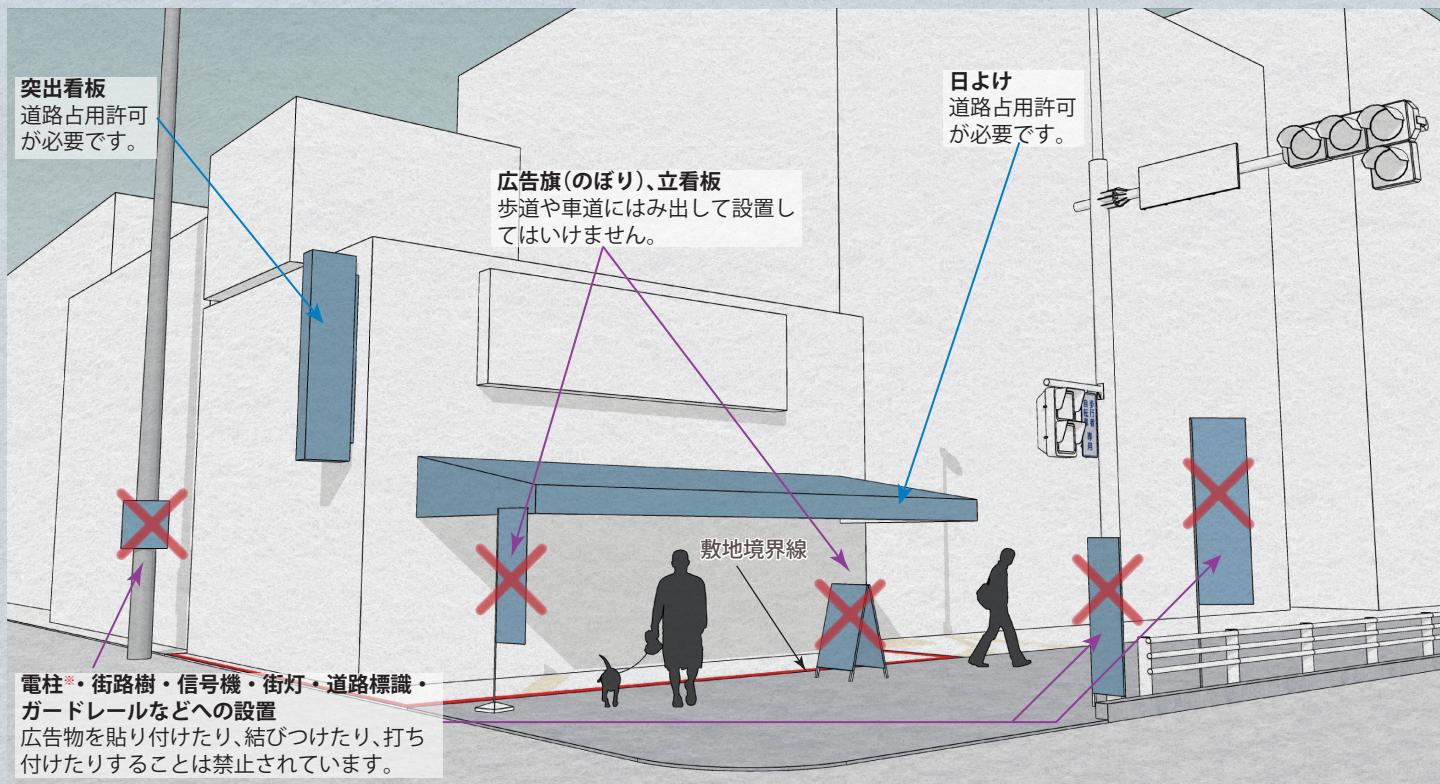
「道路占用許可」制度は、  
道路を安全で快適に利用していただくため、  
道路法等により定められたルールです。

## 「道路占用」とは？

道路の占用とは「道路に一定の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用すること」をいいます。

**道路占用物により事故が発生した  
場合、設置者の責任が問われます**

歩道上や車道上に設置した広告旗(のぼり)、立看板、商品のはみ出し陳列などが原因で事故が発生した場合、設置者の責任が問われることとなります。



※一部、所定の基準を満たした広告については、電柱等への設置を認めています。

## 罰則等

**道路占用許可を受けないで道路を不法占用した場合は、  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金などの刑事罰を受けることがあります。**

## 道路占用に関するお問い合わせ

|     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 東区  | 維持管理課 | TEL 092-645-1056 |
| 博多区 | 管理調整課 | TEL 092-419-1061 |
| 中央区 | 管理調整課 | TEL 092-718-1082 |
| 南区  | 維持管理課 | TEL 092-559-5094 |

|     |            |                  |
|-----|------------|------------------|
| 城南区 | 維持管理課      | TEL 092-833-4077 |
| 早良区 | 維持管理課      | TEL 092-833-4336 |
| 西区  | 管理調整課      | TEL 092-895-7042 |
| 福岡市 | 道路下水道局 路政課 | TEL 092-711-4458 |

詳しくは福岡市のホームページに紹介していますので、検索してご覧下さい。

その他、「福岡市屋外広告物条例」に基づく許可(裏面)や工作物などの建築確認申請が必要な場合がありますので、ご注意ください。

福岡市 道路占用許可



必ず  
ご確認  
ください

# 屋外に広告物を設置するときには 個人の所有する土地・建物であっても、 「福岡市屋外広告物条例」に基づく許可が必要です！

福岡市では、屋外広告物法の規定に基づき「福岡市屋外広告物条例」を定めています。

## 「屋外広告物」とは？

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるはり紙、はり札、広告旗（のぼり）、立看板、広告板、広告幕、広告塔などの広告物」で営利・非営利を問いません。

## 広告物の規格基準

福岡市全域が条例の対象であり、地域区分に応じた規格基準を定めています。

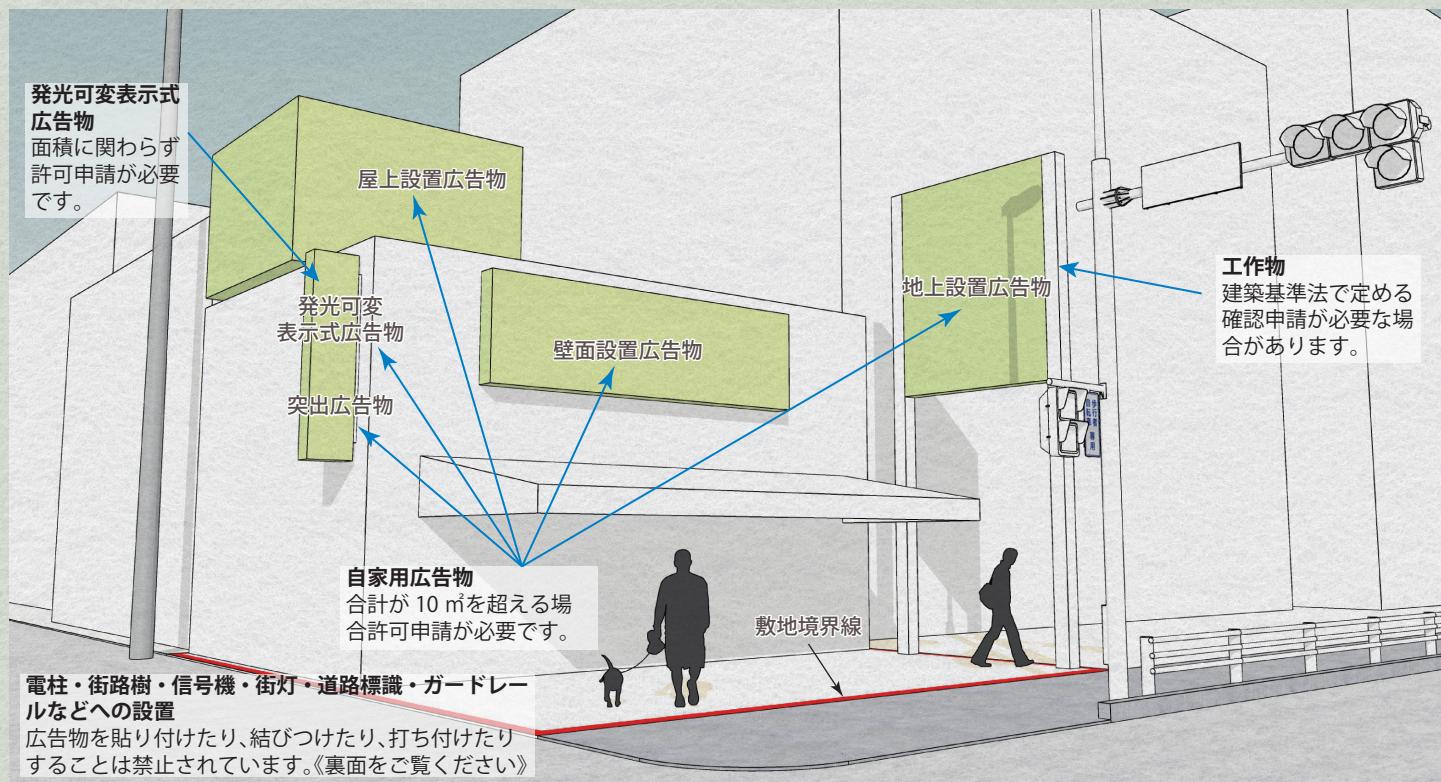
### 10 m<sup>2</sup>を超える自家用広告物は許可申請が必要

自己の店舗などの建物やその敷地内に、自己の店舗名称や事業内容などを表示する広告物を自家用広告物と言います。10 m<sup>2</sup>以内の自家用広告物であれば、許可申請は不要ですが、複数の広告物の面積の合計が10 m<sup>2</sup>を超える場合は許可申請が必要です。

ただし、発光可変表示式広告物、ネオンサイン並びに福岡市都市高速道路及び西九州自動車道から一定の範囲に表示する自家用広告物は面積にかかわらず許可が必要です。

### 既存の広告物に関する許可申請手続き

既に表示している広告物を変更、改造または移転する場合や許可期間後も継続して表示する場合は許可申請が必要です。



## 罰則等

「福岡市屋外広告物条例」に違反した場合は、氏名等が公表され、さらに1年以下の懲役又は100万円以下の罰金などの刑事罰を受けることがあります。

## 屋外広告物に関するお問い合わせ

福岡市 住宅都市局 都市景観室

TEL 092-711-4395 / FAX 092-733-5590

詳しくは福岡市のホームページに紹介していますので、検索してご覧下さい。

その他、道路占用許可（裏面）や工作物など確認申請が必要な場合がありますので、ご注意ください。

福岡市 屋外広告物

